

令和5年4月7日

保護者の皆様へ

愛知教育大学附属岡崎小学校
校 長 大槻 真哉
父母教師会会長 北川 和徳

携帯電話所持の申請について

春情の候、保護者の皆様には、ご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動推進に、ご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご存知のように、昨今では、不審者による連れ去りや自然災害など、子どもたちを取り巻く危険な状況が多くあります。本校では、こうした現状を厳粛に受け止め、現在、学校への持込は原則禁止であることを前提とし、必要な手続きを経た携帯電話の所持を認めることにしています。しかし、安全確保や緊急時の連絡のためのみの使用が目的ではありますが、登下校中の使用による苦情や、校内での不要・不適切な使い方等によるトラブルが後を絶ちません。そこで、本校では、全国子ども会連合会などが推奨する携帯電話（docomo：キッズケータイ、KDDI：mamorino、SoftBank：みまもりケータイ 等）であるとともに、下記の手続きを経たうえで所持を認めることにいたします。所持を希望する場合は、使用方法やマナーなどについて、ご家庭で十分に話し合いをしていただいたうえで、担任までご連絡ください。

記

- 1 「携帯電話所持の申請書」に記載してある〈誓約事項〉を、お子様に周知徹底することを承諾していただいたうえで、必要事項を記入、捺印し、お使いになる携帯電話とともに、学級担任に提出してください。
- 2 学級担任が、「携帯電話所持の申請書」を受け取り、学校長から承認されたのち、「承認のシール」を携帯電話に貼ります。
- 3 受理確認が記入してある「携帯電話所持の申請書」をお子様から受け取られたら、手続き完了です。
- 4 有効期間は、次年度（令和6年度）の4月末までです。

※ 提出された「携帯電話所持の申請書」のコピーを、学校で保管します。

※ 学校内で生活している時間帯における連絡は、学校に電話してください。

【この件に関する問い合わせ 生徒指導主事 古田 美咲 21-2237】

愛知教育大学附属岡崎小学校長 様

令和5年度 携帯電話所持の申請書

下記の誓約事項に同意しますので、学校に携帯電話を持たせることの許可をお願いし、申請します。

【 誓約事項 】

- 1 携帯電話の使用については、保護者が責任をもって管理します。
・子どもの通学時における安全面以外の使用はさせません。
- 2 G P S 機能，緊急時の電話のみの機能を利用し，それ以外の機能については使用させません。
- 3 校内での使用はさせません。また，登下校途中の公共交通機関利用時や歩きながらの使用はしないようにさせます。
- 4 子ども本人が責任をもってロッカーで保管します。万が一，学校内や登下校途中で紛失しても，学校にその責任は問いません。
- 5 上記の1～4の事項に反した場合には，学校で一時預かり，許可を取り消すことに同意します。

◆申請理由

申請日 令和5年 月 日

申請者 保護者名 印

児童名 年 組 番

受理確認

令和5年 月 日 学級担任 印

生活指導主任 印

※申請書の確認をして順次許可シールを貼っていきます。新年度ご使用の携帯を持たせてください。